北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会 次第

平成28年12月16日(金) 15:30~ 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - (1)家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例 について
 - (2)その他
- 4 閉 会

道内での高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について

平成28年12月16日(金)

本日(16日)、十勝管内清水町の養鶏場で、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、簡易検査によりA型鳥インフルエンザ陽性を確認。概要は次のとおり。

1 現状

- (1)場 所 十勝管内 清水町
- (2) 飼養羽数 採卵鶏 約21万羽
- (3) 発生状況

本日、10時、養鶏場から、1 鶏舎で、約30羽が死亡しているの を発見し、十勝家畜保健衛生所に通報があった。

通報を受けた十勝家畜保健衛生所は、直ちに職員を現地に派遣 し、立入検査(臨床検査、簡易検査等)を実施したところ、<u>簡易</u> 検査で陽性を確認。

(4) 周辺農場

- 〇 半径 3 km以内 100羽以上: 1 戸 約 12,000羽
- 3~10km以内 100羽以上:6戸 約180,000羽

(5) その他

北海道高病原性鳥インフルエンザインフルエンザ警戒本部幹事 会を開催し情報共有。

2 対応

現在、十勝家畜保健衛生所において、確定検査(遺伝子検査)を実施中。遺伝子検査でH5又はH7亜型の高病原性と判定された場合、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と決定し、高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長:知事)及び十勝総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長:十勝総合振興局長)を設置し、防疫指針に基づき、防疫作業を開始。

玉 内 で 発 生 一継続

通報〜疑い事例の発生

内

で異常家きん

道 :北海道高病原性

インフルエンザ警戒本部

本部長:副知事

務:畜産振興課



連絡•調整

振興局:各(総合)振興局高病原性

鳥インフルエンザ警戒本部

本部長:副局長

庶 務:農務課



異常家きんの通報



〇 死亡羽数の増加など

家畜保健衛生所の立入検査







臨床検査

簡易検査

遺伝子検査

臨床検査、簡易検査、遺伝子検査(H亜型)等の実施

幹 事 会



〇 簡易検査陽性

★疑う事例プレスリリース

高病原性鳥インフルエンザ 警戒本部幹事会開催



○ 遺伝子検査(H5·7亜型)陽性

似患畜決定

★疑似患畜発生プレスリリース

動物衛生研究所へ検査依頼 (N亜型、病原性判定)

道 内家きんでの発生

:北海道 高病原性鳥インフルエンザ 対策本部

本部長:知事

庶 務:農政課



連絡•調整

振興局:各(総合)振興局

高病原性鳥インフルエンザ

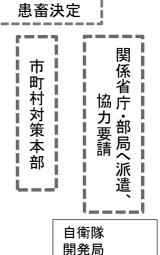
対策本部

本部長:局長

庶 務:農務課



防 疫 策 施 (別 紙) 柼 実



警察

農業関係団体

高病原性鳥インフルエンザの対応

発生農場の防疫

通行制限

- 発生農場周辺の通行制限又は遮断
- 〇 通行車両は消毒を徹底

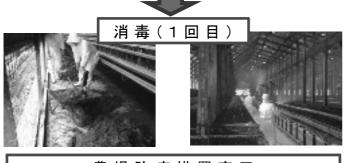


○ 病性決定後、全ての家きんを原則24時間以内に殺処分





○ 処分した家きんを原則72時間以内に埋却



農場防疫措置完了



※ 1週間後

消毒(2回目)



消毒(3回目)

制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 〇 移動制限区域
 - 家きん等の移動を禁止
- 〇 搬出制限区域
- 家きん等の当該区域 からの搬出を禁止

消毒ポイントの設置



○ 発生農場から3km 及び10km地点に 設置

発生状況確認検査



〇 発生後24時間以内に 移動制限区域内の農 場に立ち入り、臨床検 査、ウイルス分離検査 及び血清抗体検査を 実施

※ 発生農場防疫措置完了後、 10日経過後

清浄性確認検査

○ 移動制限区域内農場における臨床検査、ウイルス分離 検査、血液抗体検査



- ※ 清浄性確認検査陰性

搬出制限区域(3~10km)解除

※ 発生農場の防疫措置 完了後21日経過



防疫措置終了(移動制限区域(3km)解除)